

## 高知県健康づくり団体連携促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。第6条第8号において「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県健康づくり団体連携促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、健康づくり団体の連携促進及び活動の活性化を推進するため、高知県健康づくり婦人会連合会及び高知県食生活改善推進協議会（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 県民健康推進事業（補助事業者：高知県健康づくり婦人会連合会）
  - ア 県民健康づくり推進活動
  - イ 結核及び生活習慣病予防思想の普及並びに各種健康診断等に協力する事業
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要であると認める事業
- (2) 食生活改善推進事業（補助事業者：高知県食生活改善推進協議会）
  - ア 食生活改善推進事業
  - イ 食生活改善推進員研修事業
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要であると認める事業

### (補助額の算定方法)

第3条 補助事業の補助対象経費及び補助額の範囲は、別表第1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に関係書類を添えて知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定及び通知)

第5条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた時は、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

### (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助対象経費の増額若しくは 20 パーセントを超える減額を行うときは、あらかじめ別記第 2 号様式に示す補助金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第 2 号様式に示す補助金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした調書及び関係書類を作成し、補助事業の完了後 5 年間保管しておかななければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産については、減価償却の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 補助対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (8) 補助金を他の用途に使用したとき又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくは規則、この要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことがあること。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 県税の滞納がないこと。
- (11) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (12) 第 6 号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (13) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(概算払の請求)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第3号様式に示す概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第4号様式に示す補助金実績報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第13号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第13号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 知事は、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施にあたり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 17 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 4 号から第 6 号まで及び第 12 号、第 7 条、第 9 条第 3 項、第 10 条並びに第 12 条は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 補助対象経費	2 補助限度 (基準)額	3 補助率	4 支払方法	5 備考
<p>第2条第1号</p> <p>(1) 県民健康づくり推進活動</p> <p>(2) 結核及び生活習慣病予防思想の普及並びに各種健康診断等に協力する事業</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事業</p> <p>(1) から (3) までの事業に要する報償費、旅費、需用費、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料</p>	50 万円	定額	概算払	
<p>第2条第2号</p> <p>(1) 食生活改善推進事業</p> <p>(2) 食生活改善推進員研修事業</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事業</p> <p>(1) から (3) までの事業に要する報償費、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料</p>	50 万円	定額	概算払	

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住 所

氏 名

生年月日

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県健康づくり団体連携促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度の高知県健康づくり団体連携促進事業費補助金の交付を、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 歳入歳出予算書抄本
- 4 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住 所

氏 名

事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました令和 年度高知県健康づくり団体連携促進事業について、下記の理由により事業計画の変更（中止又は廃止）をしたいので、高知県健康づくり団体連携促進事業費補助金交付要綱第6条第 号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 添付書類
  - (1) 変更事業計画書
  - (2) 収支予算書

第3号様式（第8条関係）

概算払請求書

金 円

令和 年度高知県健康づくり団体連携促進事業費補助金（決定通知番号 第 号）を概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住 所

氏 名

令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住 所

氏 名

事 業 実 績 報 告 書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました令和 年度高知県健康づくり団体連携促進事業を完了したので、高知県補助金等交付規則第11条第1項及び高知県健康づくり団体連携促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金受入済額 円

3 補助金受入年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

振込先： 銀行 店
(普通・当座) 口座番号
名 義：

令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住 所

氏 名

高知県健康づくり団体連携促進事業費補助金消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のありました令和 年度の高知県健康づくり団体連携促進事業費補助金について、高知県健康づくり団体連携促進事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 令和 年 月 日付け 第 号による補助金の交付決定額  
金 \_\_\_\_\_ 円（補助金の額の確定額）
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 \_\_\_\_\_ 円